

公益財団法人やまがた農業支援センター 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 常勤等役員とは、常勤役員のほか、役員で週1日以上定期的にこの法人の職務に従事する者を含めたものをいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤等役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 この法人は、常勤等役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤等役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては、年額の報酬又は理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤等役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 5 前4項に規定する報酬は、山形県職員その他これに準じて取り扱う必要がある者には、支給しない。
- 6 この法人の役員及び評議員には、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤等役員の報酬月額は、別表第1「常勤等役員の報酬月額」のとおりとする。ただし、県派遣の常勤等役員の報酬月額については、当該常勤等役員が山形県に在職するものとした場合に受けることとなる給与の額から公益法人等への職員等の派遣に関する条例（平成13年県条例第57号。以下「派遣条例」という。）の規定に基づき当該常勤等役員が山形県から現に支給される給与の額を減じて得た額を基準として

理事長が定める額とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」のとおりとする。
- 3 6月及び12月に支給する役員賞与については、それぞれ6月1日又は12月1日に在職する常勤等役員について支給するものとし、その額は、別表第3「常勤等役員の役員賞与」のとおりとする。ただし、県派遣の常勤等役員の役員賞与の額については、当該常勤等役員が山形県に在職するものとした場合に受けることとなる期末手当と勤勉手当との合計額から派遣条例の規定に基づき当該常勤等役員が山形県から現に支給される期末手当の額を減じて得た額を基準として理事長が定める額とする。
- 4 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内において、別表第4に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月21日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支払うものとする。ただし、理事会出席等、必要の都度、定額を支払う非常勤役員及び評議員にあっては、理事会又は評議員会の出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人やまがた農業支援センターの設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 8 日一部改正）

この規程は、平成 23 年 6 月 8 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表第1 常勤等役員の報酬月額

理事長	500千円以内で、理事長が理事会の承認を得て定める額
副理事長	470千円以内で、理事長が理事会の承認を得て定める額
専務理事	450千円以内で、理事長が理事会の承認を得て定める額
常務理事	350千円以内で、理事長が理事会の承認を得て定める額
監事	350千円以内で、評議員会の決議（評議委員会が決議しない場合にあつては、監事の協議）で定める額

別表第2 非常勤役員の報酬

理事長	年額530千円以内で、理事長が理事会の承認を得て定める額
理事（理事長を除く。）及び監事	理事会出席等、必要の都度、日額5千円

別表第3 常勤等役員の役員賞与

理事	その報酬月額に2.5を乗じて得た額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定める額
監事	その報酬月額に2.5を乗じて得た額の範囲内で、評議員会の決議（評議委員会が決議しない場合にあつては、監事の協議）で定める額

別表第4 評議員の報酬

評議員会の出席等、必要の都度、日額5千円
